

# 第三次ざま男女共同参画プラン（素案）

座 間 市

令和 5 年 3 月



はじめに

※挨拶文です。パブリックコメント後に作成します。

# 目次

## はじめに

## 第一章 プランの基本的な考え方

- 1 プランの策定に当たって . . . 2
- 2 基本理念及び目標 . . . 4
- 3 計画の概要 . . . 5
- 4 施策の体系 . . . 7

## 第二章 プランの内容

- 【重点目標】Ⅰ. 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」 . . . 10
  - (1) 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発
  - (2) あらゆる分野における女性の活躍推進
  - (3) 地域等における男女共同参画の推進
- 【重点目標】Ⅱ. 「暴力の根絶と人権の尊重」 . . . 16
  - (1) 異性に対する暴力の防止と根絶への取組の促進
  - (2) あらゆる暴力の根絶と予防の啓発
- 【重点目標】Ⅲ. 「一人ひとりが多様な生き方を選択できる社会づくり」 . . . 24
  - (1) 誰もが自分らしく暮らせる環境の整備
  - (2) 誰もがともに活躍できる社会の実現
  - (3) 生涯を通じた健康づくり

## 第三章 推進体制、進捗管理等

- 1 推進体制 . . . 35
- 2 進捗管理 . . . 35

## 付属資料

- 1 関係法令 . . . 36
  - (1) 男女共同参画社会基本法
  - (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）
  - (3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抄）
  - (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）
  - (5) ストーカー行為等の規制等に関する法律（抄）
  - (6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）
- 2 ざま男女共同参画プラン推進協議会要綱
- 3 座間市男女共同参画行政推進会議設置要綱
- 4 座間市男女共同参画行政専門会議設置要領
- 5 男女共同参画の推進に関する年表



# 第一章

## プランの基本的な考え方

---

# 第一章 プランの基本的な考え方

## 1. プランの策定に当たって

平成27（2015）年、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる「女性活躍推進法」が国会で成立しました。

本市では、「女性活躍推進法」が成立する前の平成3（1991）年に女性にかかわる問題を具体的に解決し、“男女共同社会”の実現を目指す行動計画として「ざま女性プラン」を策定し、それを発展的に継承させる形で平成13（2001）年に「ざま男女共同参画プラン」（第一次プラン）の策定、平成23（2011）年に「第二次ざま男女共同参画プラン」の策定及び平成29（2017）年に第二次ざま男女共同参画プランの中間見直しを行いました。

なお、「第二次ざま男女共同参画プラン」は令和2年度をもって計画期間終了となりましたが、令和3（2021）年度からの2年間は「ざま男女共同参画推進指針」へと計画を引き継がれました。これらのプランは、平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」及び翌平成12（2000）年に策定された「男女共同参画計画」の基本理念を踏まえ、男女共同参画の推進に積極的に取り組んできました。

また、国際的には、平成27（2015）年国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）が国際目標として採択されました（図1）。17の目標のうち、ゴール5には「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」が掲げられ、「男女共同参画社会基本法」では最重要課題となっています。

一方で、我が国のジェンダー・ギャップ指数（※1）は先進国の中で最低レベルであり、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっています。これらの背景には、未だに根強く残る性別役割分担意識、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活環境の変化やDV等の暴力の増加などが挙げられ、「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」の達成の課題となっていると考えられます。このような課題に対応するために、あらゆる施策において男女共同参画の視点で改めて考える必要が求められています。

以上の現状と課題を踏まえ、本市の「男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現」を目指し、ざま男女共同プラン推進協議会や座間市男女共同参画行政専門会議からの意見、パブリックコメント、令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査の結果（※2）をもとに、第五次座間市総合計画の個別計画として、「第三次ざま男女共同参画プラン」を策定しました。

(図1) 平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。日本においても令和3年12月に「SDGsアクションプラン2022」を策定し、SDGsの達成に向けて国内実施・国際協力を一層加速するとしています。



資料：国際連合広報センター

(※1) ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラム (World Economic Forum : WEF) が毎年、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから各国の男女格差の現状を評価しています。

(※2) 令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査の調査概要

◆調査の目的：市民の男女共同参画についての意識や実態等を把握し、次期ごま男女共同参画プランの策定に伴う基礎資料として活用することを目的に、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

- ◆調査対象：令和3年11月1日時点、座間市在住の満18歳以上の男女個人3,000人
- ◆抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
- ◆調査方法：郵送によるアンケート形式 (調査票郵送配布、郵送回収)
- ◆調査期間：令和3年11月25日～12月20日
- ◆回答方式：無記名、選択式 (一部記入式)



◆回収数：1, 180件（回収率39.3%）

◆集計結果の見方

①図（グラフ）の中で使用されているアルファベットnは、その設問に対する回答者数、SAは単一回答方式の設問、MAは複数回答方式の設問を表します。

②回答の比率（全て百分率（%）で表示）は、その設問の回答者数を基数（件数）として算出しています。したがって、複数回答の設問の場合、全ての比率を合計すると100%を超える場合があります。また、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

※概要数値の見方

数値はそれぞれ割合（%）を表示。基数の記述があるもの以外は有効回収数を基本としています（n=1, 180）。

## 2. 基本理念及び目標

### 基本理念

○人権の尊重

個人としての尊厳を重んじ、個人の自己決定・自己実現の視点から、性別にとらわれず、個人が自由な選択のもとで能力を発揮できる社会の実現を目指します。

○あらゆる分野への男女共同参画の推進

政治、経済、社会、文化などの多岐にわたる分野へ、自立した責任ある個人として参画し、政策・方針決定過程に対等に参画すること、その意識を育てること、また、参画しやすい仕組みを作ることに取り組みます。

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、自己実現など、様々な活動について自らが希望する調和のとれた暮らしができるよう取り組みます。

○社会制度や慣行による影響への配慮

社会における制度や慣行における性別による固定的な役割分担等の概念が、一人ひとりの自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮します。

### 重点目標

○あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会とは、性別にかかわらずお互いを尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。しかし、未だに「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識が残っており、また「アンコンシャス・バイアス」と呼ばれる、自分の経験や育った環境、社会属性によって自分でも気づかないうちに持つようにな

った考え方の偏りによるものもあります。そのため、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や情報の収集、提供に努めるとともに、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスへの解消に向けた取組を進め、更に地域活動等においても性別にかかわらず積極的な男女共同参画の推進を行います。

#### ○暴力の根絶と人権の尊重

県や関係機関と連携し、DV（配偶者等からの暴力）の暴力被害者の相談や保護、自立に向けた支援を充実・強化していくとともに、人権を尊重する立場から、あらゆる暴力等の根絶に向けた啓発活動を実施します。また、情報通信技術（ICT）やSNS等の新たなコミュニケーションツールの普及により、多様化、低年齢化する犯罪や性被害等も増加しており、情報に対する正しい認識力を高めるとともに、その正しい使い方について予防啓発を行っていきます。

#### ○一人ひとりが多様な生き方を選択できる社会づくり

一人ひとりがお互いを尊重し、多様な生き方を選択できる社会づくりを進めます。だれもが希望するライフプランを実現するためには、自らの意思だけでなく、それを可能とする周囲の環境づくりが必要です。職場における男女の不平等の解消や性的少数者（又はLGBT等）の人々が自分らしく暮らせる環境の整備、育児・介護休業の普及及び取得しやすい職場づくりなどが重要となります。また、政策・方針決定過程に女性がより参画することができる環境を整備し、自己実現へとつながる取組や男女がそれぞれの健康課題に対応できるような健康づくりの支援を進めます。

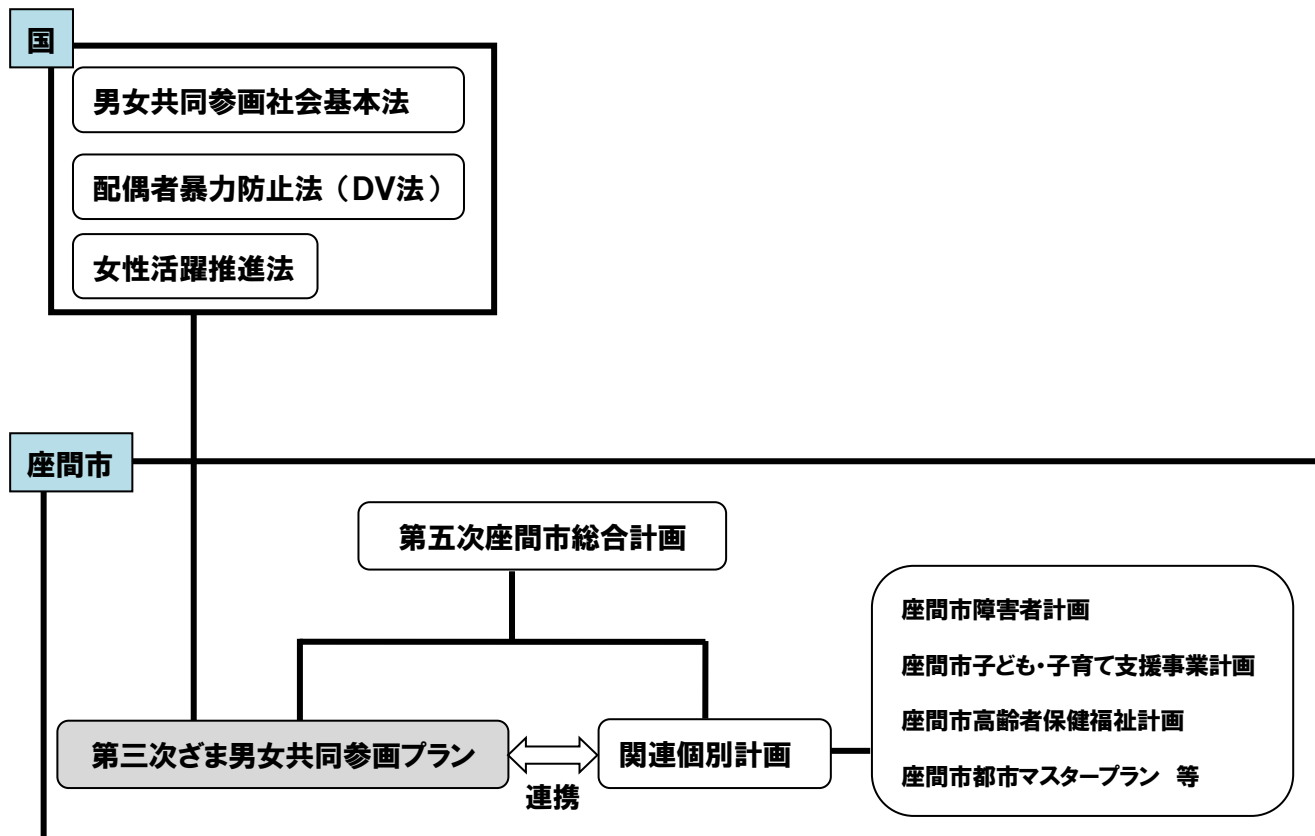
### 3. 計画の概要

#### プランの性格

○本市では、「ぎま男女共同参画プラン」を次の4つの側面を併せ持つ計画として定めています。

- ①男女共同参画社会基本法に基づく「基本計画」
- ②配偶者暴力防止法に基づく「基本計画」
- ③女性活躍推進法に基づく「基本計画」
- ④座間市総合計画の「個別計画」

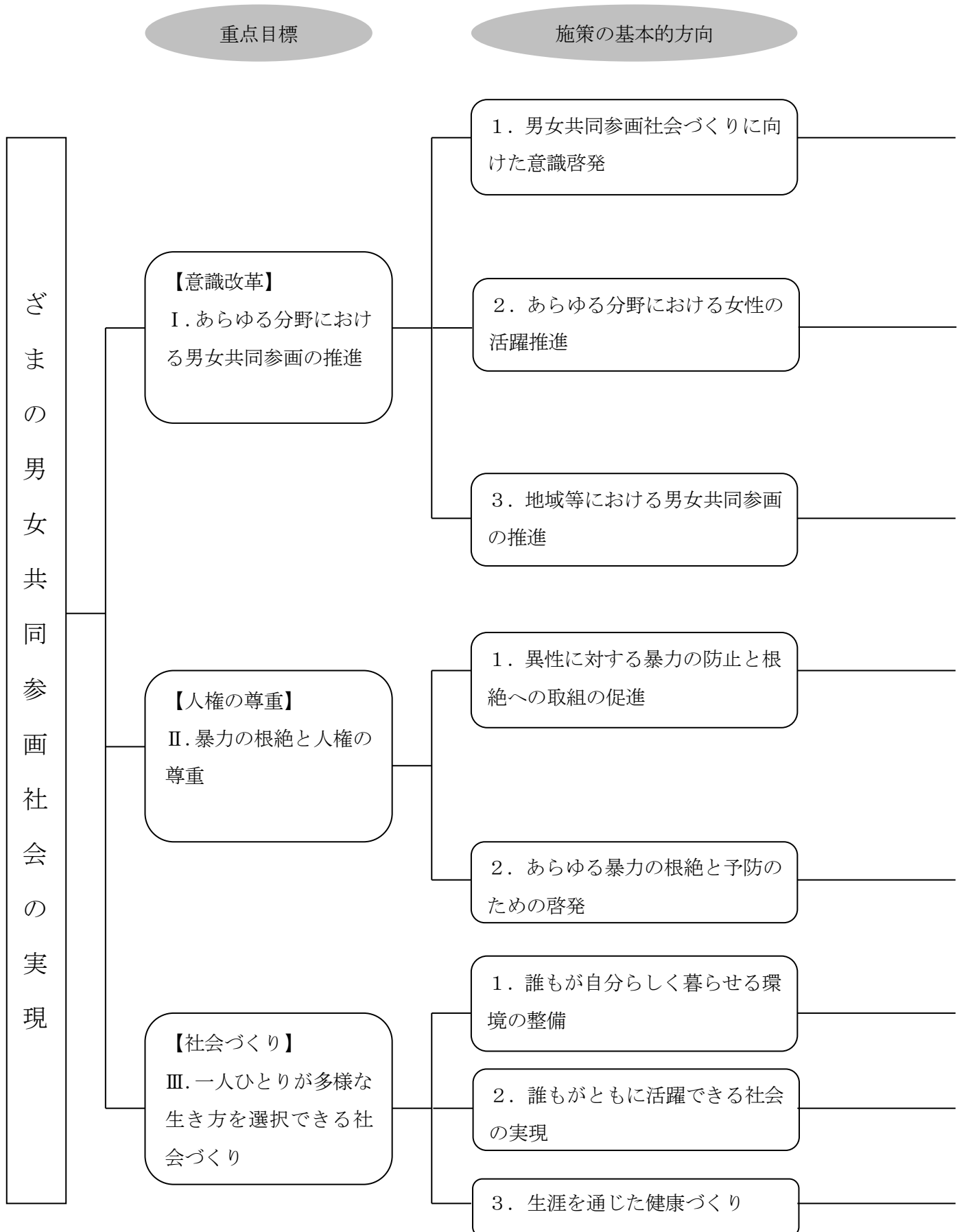
図 計画の位置づけ



### プランの期間

○本プランの計画期間は、令和5年～12年度の8年間です。ただし、社会情勢の変化に応じ、見直しが必要と判断される場合は、計画期間内であっても見直しを行います。

## 4. 施策の体系



## 施策の具体的方向

- (1) 教育現場における男女共同参画に関する教育の充実
- (2) 生涯学習における男女共同参画に関する学習機会の推進
- (3) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

- (1) 政策・方針決定における女性の参画拡大の促進

- (1) 地域活動等における男女共同参画の推進
- (2) 防災・災害対策分野における男女共同参画の促進

- (1) DV被害者への支援
- (2) DVに対する暴力防止のための取組の推進

- (1) 多様な暴力の根絶に向けた予防啓発（デートDV、セクシュアル・ハラスメント等）
- (2) 有害情報等による被害防止のための取組

- (1) 困難を抱えた女性等に対する支援
- (2) 多様な性に関する理解及び環境整備

- (1) 多様な働き方への推進
- (2) 様々な生活環境への支援

- (1) 生涯にわたる健康支援

## 第二章

## プランの内容

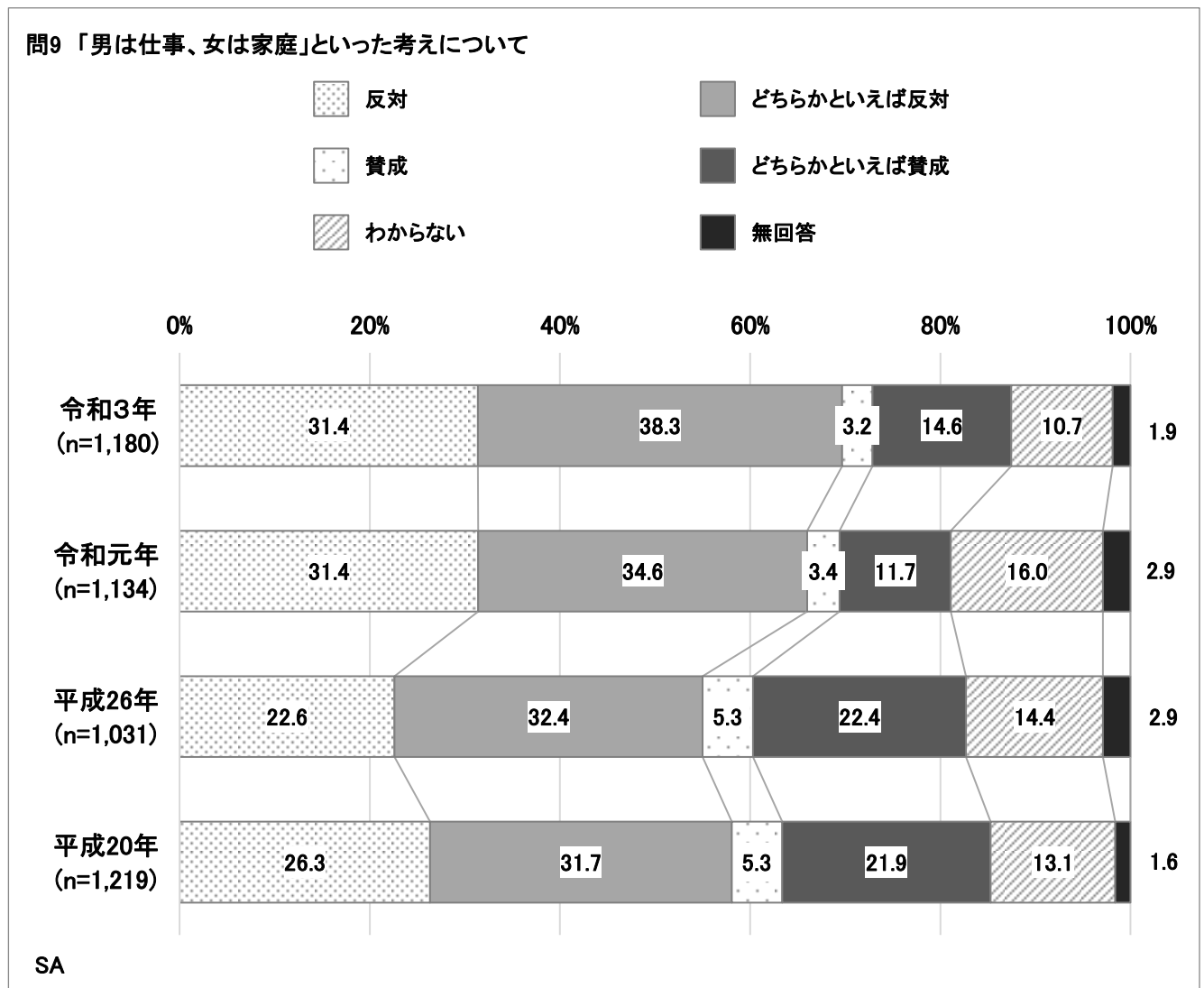
---

## 第二章 プランの内容

### 【重点目標】 I. あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野における男女の活躍と男女共同参画の意識啓発の強化を進めます。

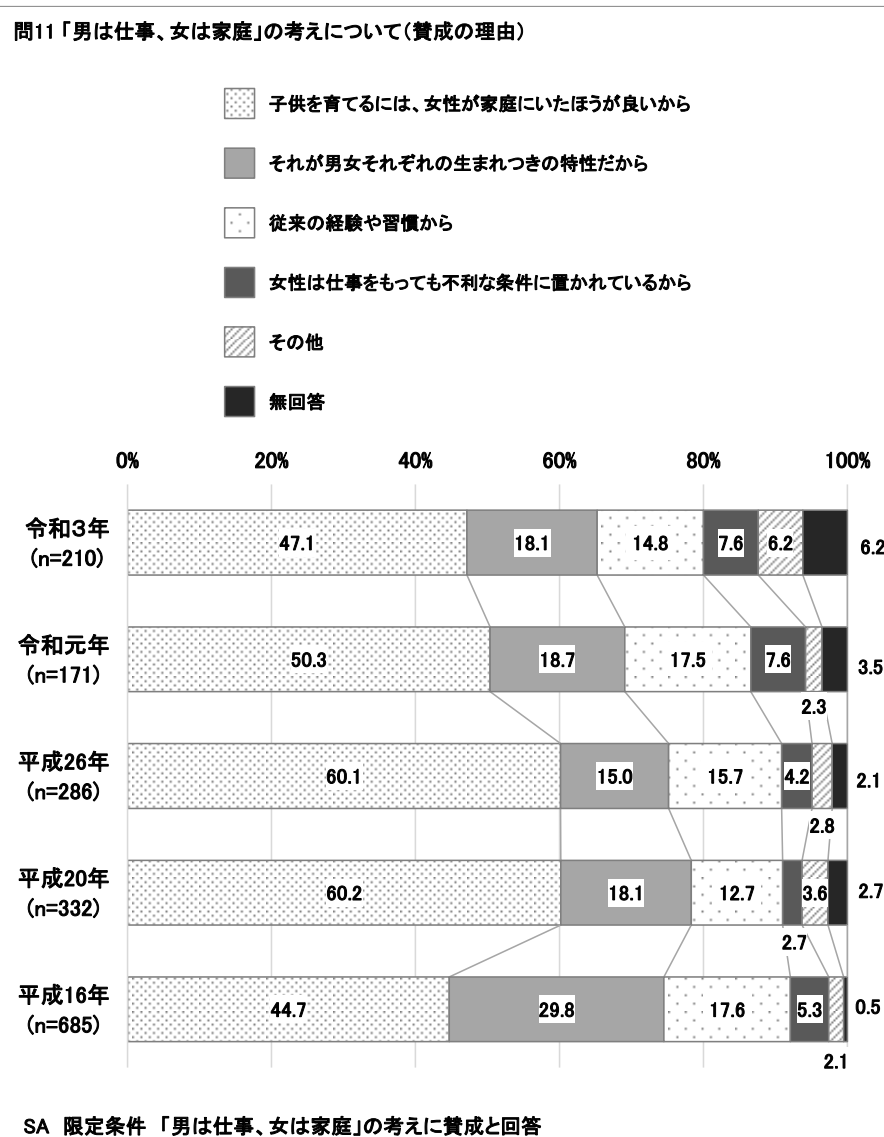
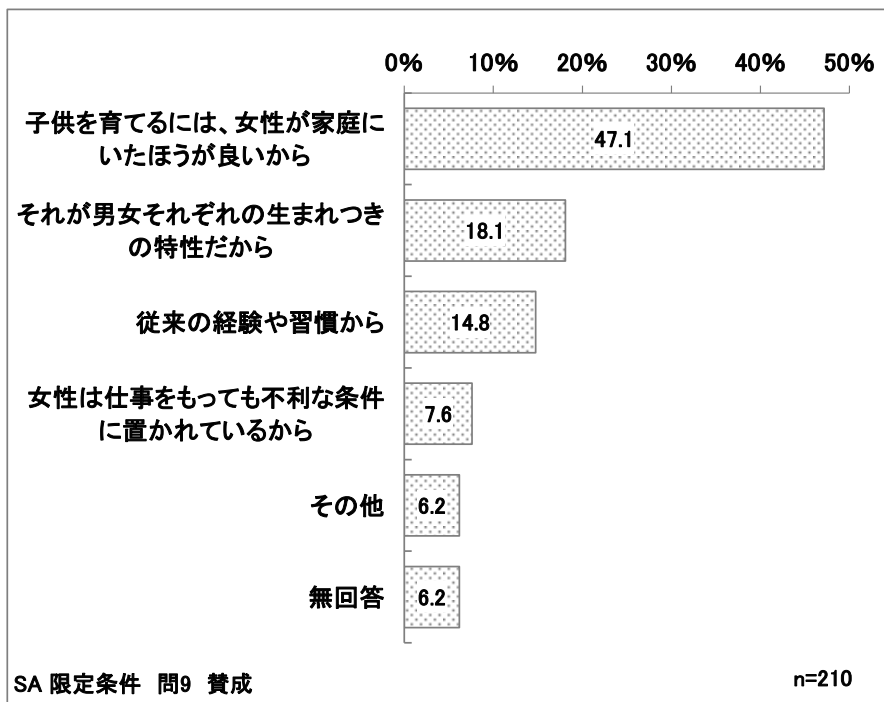
令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査では「男は仕事、女は家庭という考え方」について（図1）、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた“反対”については、平成26年以降増加傾向にあり、特に平成26年から令和元年にかけての増加が顕著です。



（図1）資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年3月）

一方、「どちらかといえば賛成」と「賛成」を合わせた“賛成”は、平成26年と令和元年にかけては減少しましたが、令和元年から令和3年にかけては、若干の増加となっています。

なお、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」の理由として（図2）、最も多い回答は、「子供を育てるには、女性が家庭にいたほうが良いから」であり、回答の約半数を占めることから、性別役割分担意識は依然として根強く残っていることがうかがえます。



(図2) 資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年3月）



このことから、男女共同参画の推進に関する全ての分野の取組の基盤として、自分らしい生き方を選択できるよう、意識啓発を性別、年齢、環境を問わず行う必要があります。

また、あらゆる人々に対して、男女共同参画社会への理解と意識づくりに向けた広報等を行うなど、積極的に働きかけます。

### 「施策の基本的方向」 1. 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発

未だに根強く残る性別役割分担意識が、性別を問わず様々な分野へ参画する際の妨げになっている場合があります。

性別役割分担意識の解消に向けて、男女がお互いを尊重しながら、それぞれの個性、能力を發揮していくための意識啓発を、行政だけでなく、教育現場や地域活動、企業の中でも行っていく必要があります。

また、男女共同参画社会の理念についての正しい理解を深めていくため、関係課や県等と連携・協働し、情報提供や意識啓発の取組を進めます。

### ■「施策の具体的方向」(1) 教育現場における男女共同参画に関する教育の充実

人格形成の基礎となる幼少期からの教育は、家庭はもとより、学校が担うところは大きいといえます。人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの指導の充実を図ります。

#### 《構成事業》

#### ① 発達段階に応じた男女平等教育の推進・充実

発達段階に応じて適切な男女平等教育を推進し、自立や性別にとらわれない意識の普及を図ります。

#### ② 指導者・保護者の男女平等教育に関する理解及び指導の促進

指導者や保護者が男女共同参画について正しく理解するための講座等を開催します。

### ■「施策の具体的方向」(2) 生涯学習における男女共同参画に関する学習環境の推進

生涯を通じて男女共同参画について考え、誰もが能力を發揮できる学習環境の充実を図ります。

#### 《構成事業》

#### ① 生涯学習における男女共同参画意識啓発の実施

生涯学習の場における男女共同参画に関する意識啓発を実施します。

### ■「施策の具体的方向」(3) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

男女共同参画について、未だに理解が進んでいないところがあります。男女共同参画について正しく理解することで、男女がともに歩む安全・安心のまちづくり、「男女共同参画社会」の実現を目指します。

#### 《構成事業》

##### ① 男女共同参画に関する意識啓発の実施

講座や啓発誌による男女共同参画意識啓発を行います。

##### ② 市民意識調査の実施

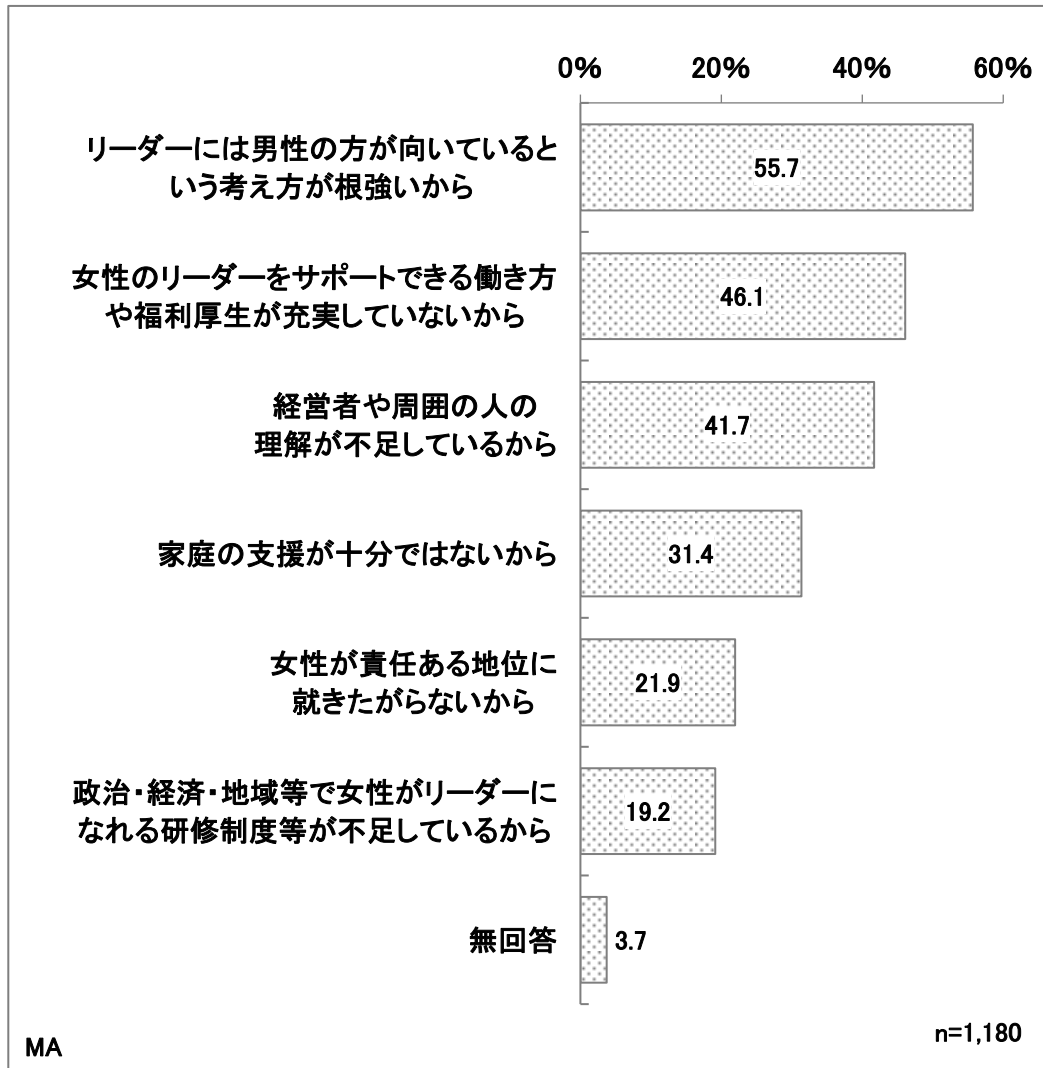
市民意識調査の中に男女共同参画に関する項目を設け、男女共同参画意識啓発の推移等の把握に努めます。

### 「施策の基本的方向」2. あらゆる分野における女性の活躍推進

女性の参画は、行政、企業活動、地域活動等の分野において多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、期待されています。しかし、政策・方針決定の場への女性の参画は未だ十分とは言えません。国では国の審議会等の委員に占める女性の割合を40%以上、60%以下を目標として掲げており、令和3年(2021)年9月30日時点での割合は42.3%でした。本市でも、審議会等における女性の割合の向上に積極的に取り組んできましたが、令和4(2022)年4月1日時点での割合は38.4%と、目標の50%には達していない状況です(図1)。また、令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査の質問「あなたは、政治・経済・地域などのあらゆる分野で女性のリーダーが少ない理由について、あなたの考えとして近いものを選択してください。」(図2)では、「リーダーには男性の方が向いているという考え方が根強いから」(55.7%)が最も多く、ここでも性別役割分担意識は依然として残っていることがうかがえます。政策・方針決定過程には多様な視点が必要であり、今後も女性があらゆる分野に参画し、審議会等の委員における男女の割合の均等を図るため、男女それぞれが意識改革や女性の人材育成を推進し、女性のエンパワーメントを図るとともに、女性の参画を促進します。

年度 指標	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
各審議会・協議会等の女性委員の割合 (広聴人権課調. 単位: %)	35.4	36.2	37.3	36.4	37.6	38.2	36.8	36.3	37.2	38.4

(図1) 資料：過去10年間の各審議会・協議会等の女性委員の割合



(図2) 資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年3月）

### ■「施策の具体的方向」（1）政策・方針決定における女性の参画拡大の促進

男女の多様な視点を反映させるため、市の審議会等の女性委員の割合50%を目標とし、女性の参画を推進します。

《構成事業》

#### ① 審議会等への女性の登用促進

審議会等への参加の支援等、積極的な取組を進めます。

#### ② 市における政策・方針決定における女性の参画拡大

女性活躍推進法における「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職等への登用を促進します。

③ 市内企業等における政策・方針決定における女性の参画拡大

市内企業等に対して、女性活躍推進法についての理解、周知、啓発活動に努めます。

④ 女性の人材育成等の推進

政策・方針決定における女性のエンパワーメントを図るため、女性の人材育成を進めます。

**「施策の基本的方向」 2. 地域等における男女共同参画の推進**

地域の組織等において、性別や年代が固定化されることなく、様々な人が参画できるような取組を推進します。また、災害による影響は社会的な立場によっても異なるため、その対策に多様な視点を反映させる必要があります。性別を問わずニーズの違いなどに配慮した防災、災害対策を進めるために、女性の参画を推進します。

**■「施策の具体的方向」(1) 地域活動等における男女共同参画の推進**

地域活動等において、男女共同参画の視点を取り入れ、様々な人が参画しやすく、個性や能力を発揮できる活動の在り方を提示します。

《構成事業》

① 地域団体、市民活動等への男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画への理解促進と情報提供の充実を進めます。

**■「施策の具体的方向」(2) 防災・災害対策分野における男女共同参画の促進**

防災・災害対策に関する施策・方針決定過程等において、様々な人の参画を拡大し、地域における多様な視点を反映した防災・災害対策に努めます。

《構成事業》

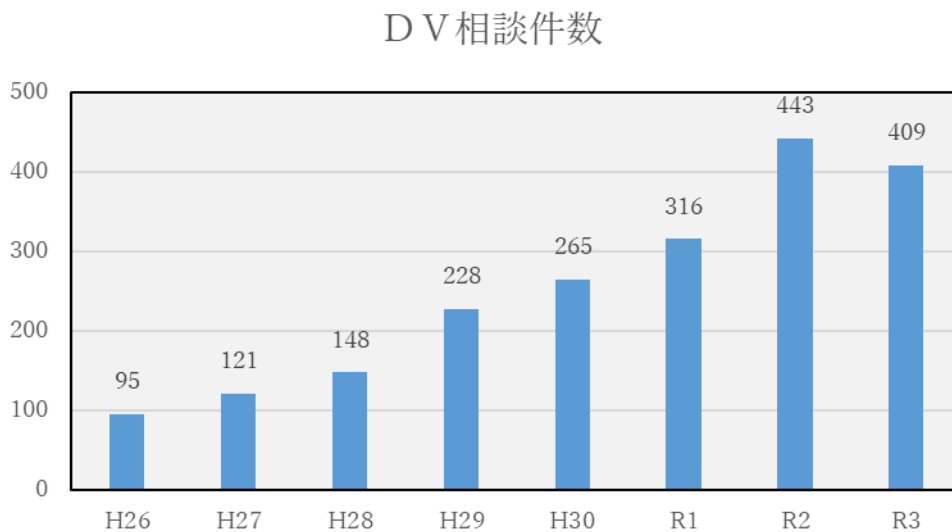
① 多様な視点を取り入れた地域防災の促進

男女共同参画及び多様性社会の推進に対応した地域防災を促進します。

## 【重点目標】Ⅱ. 暴力の根絶と人権の尊重

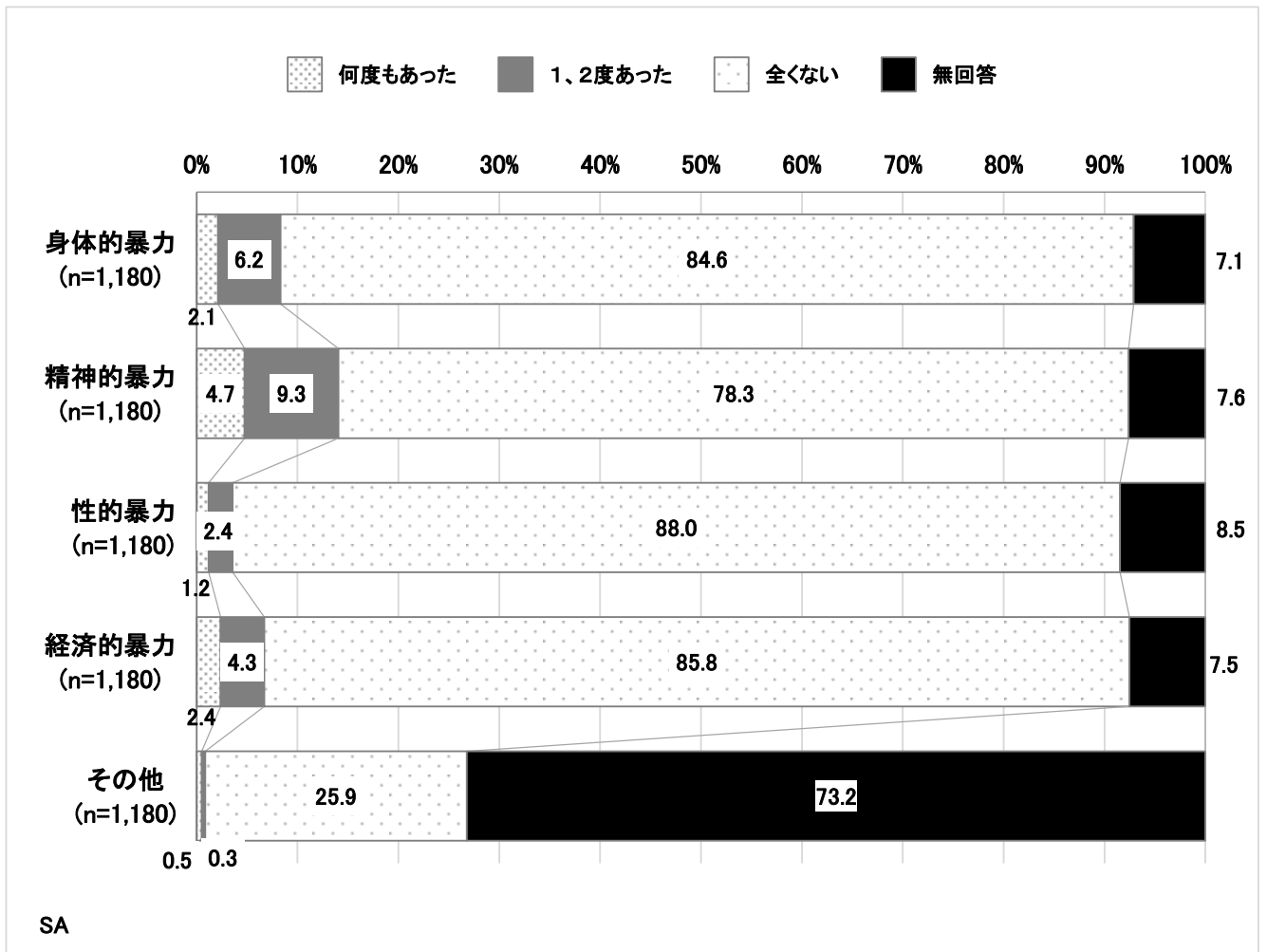
あらゆる暴力（DVやセクシュアル・ハラスメント、いじめ等）は、重大な人権侵害であり、対象となる性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛や休業等による生活不安や、ストレスを原因とする配偶者・パートナー等からの暴力の増加が懸念されています。

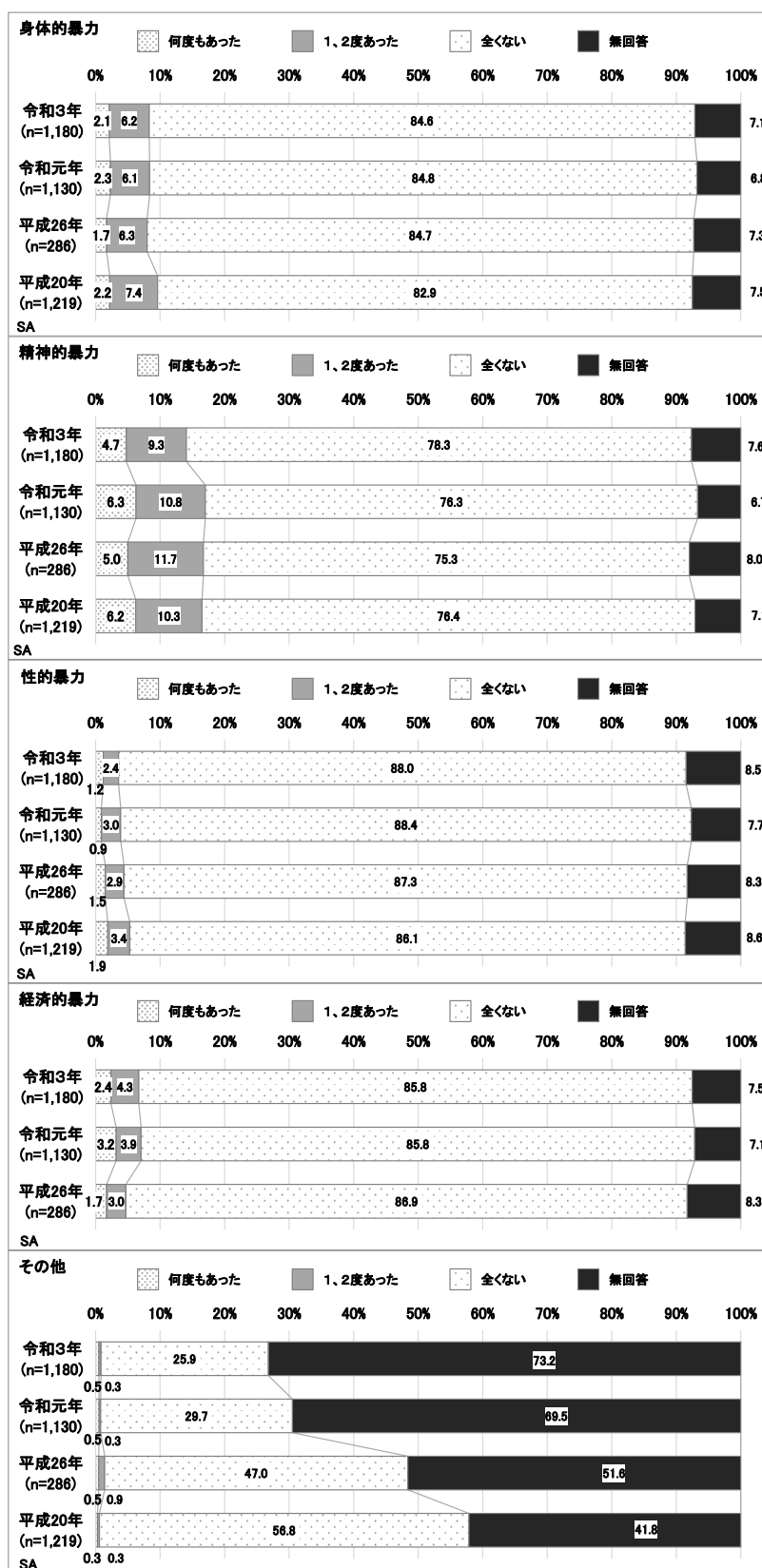
DVに関して、本市における相談件数は年々増加傾向にあり、令和2年度以降の増加が顕著です（図1）。



（図1）資料：広聴人権課（令和4年4月）

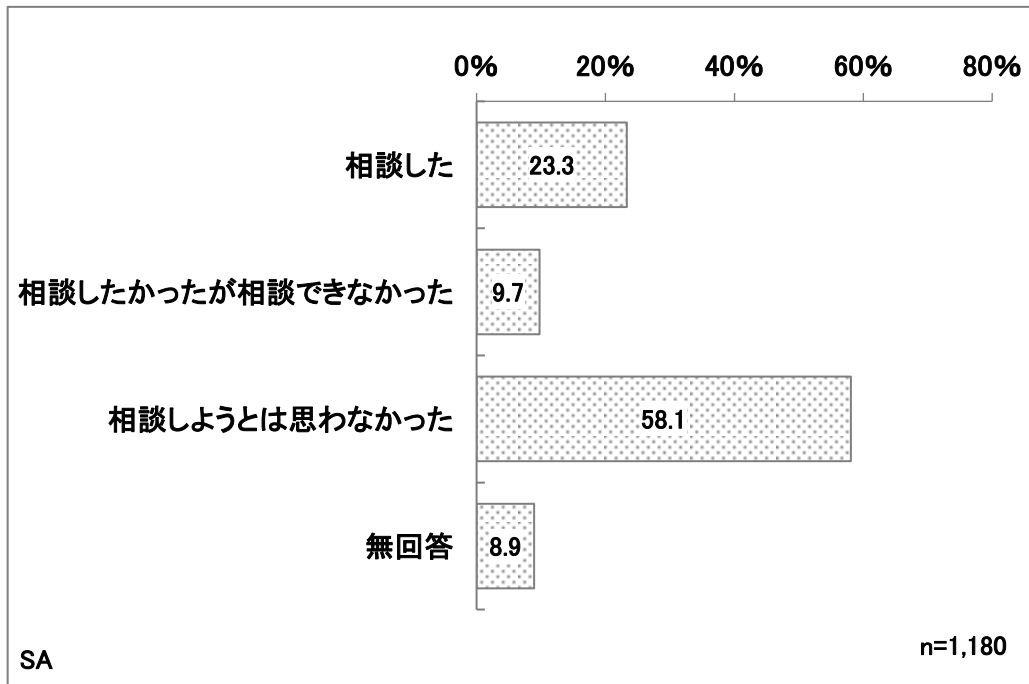
また、令和3年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査での質問「あなたはこれまでに、配偶者・パートナーから次のようなことをされたことはありますか。」について、本市でのDV被害の現状は図2のとおりであり、「精神的暴力」の割合が経年比較で見ても依然として高くなっていることが特徴として挙げられます。





(図2) 資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年3月）

なお、DV被害にあった方の回答で、質問「誰かに打ち明けたり、行政機関等に相談したことはありますか。」については、「相談しようとは思わなかった」（58.1%）が最も多くなっています（図3）。その理由として最も多いのが「相談するほどのことではないと思ったから」（53.1%）、次いで「相談しても無駄だと思ったから」（35.0%）でした（図4）。



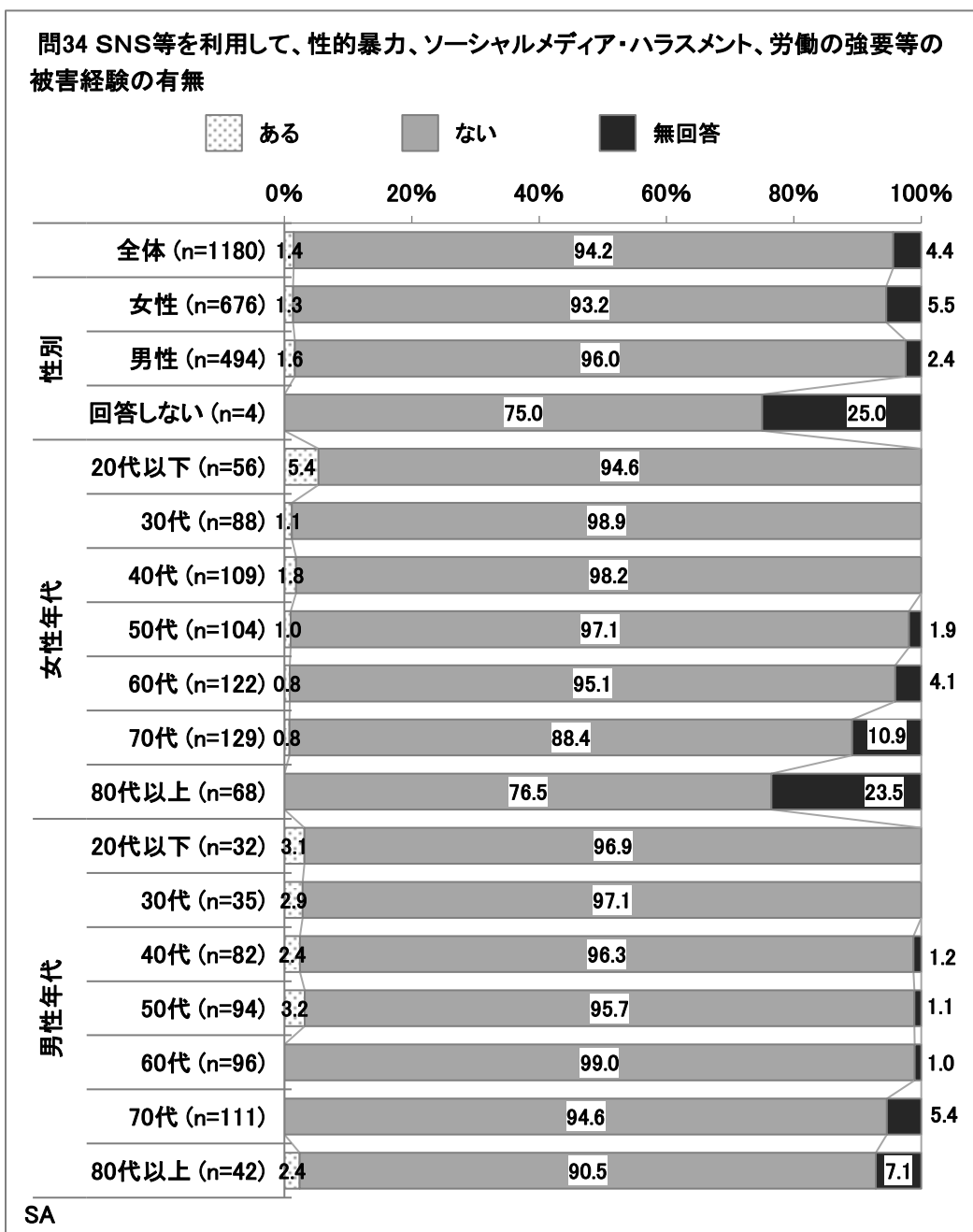
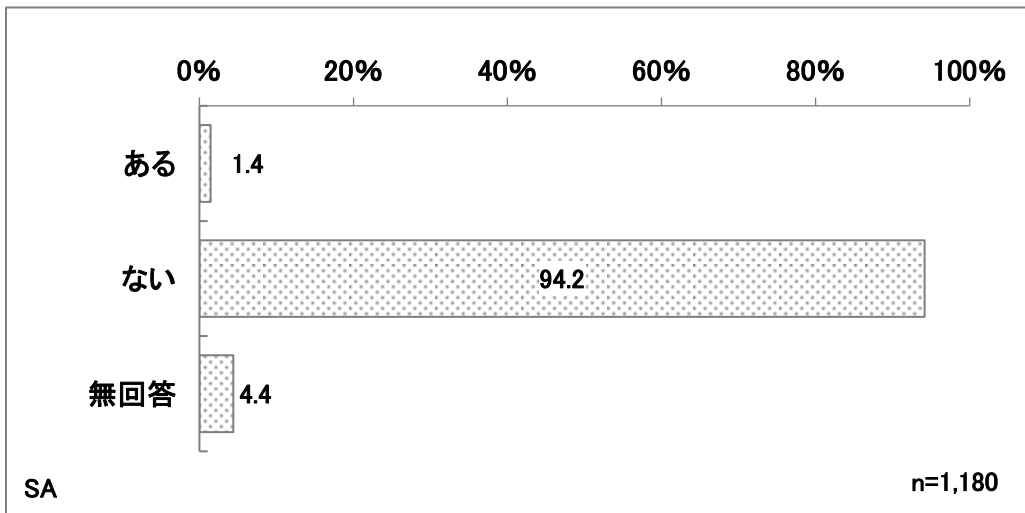
(図3) 資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年3月）





(図4) 資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年3月）

その他では、SNSの普及が進み、生活に密着した情報交換が可能となった現代では、SNS等を利用した、性的暴力、ソーシャルメディア・ハラスメント、労働の強要等の被害が問題視されています。本市でも被害経験が「ない」が9割を超えています。が、わずかではあるものの、「ある」が1.4%でした。性年代別では、女性の20代以下で「ある」の割合が他の年代より高いとの結果が得られました（図5）。



(図5) 資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年3月）

あらゆる暴力を根絶するためには、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差による上下関係の解消に向けた取組や、若年層を始めとした SNS 等の被害対策など、あらゆる暴力防止のための予防教育・啓発を強化する必要性があり、被害者も加害者も作らない、人権が尊重される意識の醸成を行っていきます。

### 「施策の基本的方向」 1. 異性に対する暴力の防止と根絶への取組の促進

DVを未然に防ぐとともに、被害者の自立に向けた相談支援等を充実し、DVの根絶を目指します。

#### ■ 「施策の具体的方向」(1) DV被害者への支援

DVについて、関係機関と連携して被害者への相談体制等の支援の充実を進めます。

《構成事業》

##### ① DVに対する相談体制の充実

相談者の状況に応じた専門相談を実施します。

##### ② DVに関する相談に対する関係機関との連携

関係機関と連携し、被害者に対する支援の充実を図ります。

#### ■ 「施策の具体的方向」(2) DVに対する暴力防止のための取組の推進

DVが重大な人権侵害であることを周知し、暴力防止に向け、地域、学校等に対する意識啓発の取組を進めます。

《構成事業》

##### ① DV防止と啓発活動の促進

DV根絶に向けた意識啓発を推進します。

### 「施策の基本的方向」 2. あらゆる暴力の根絶と予防の啓発

暴力はDVに限ったことではありません。各種ハラスメント、いじめ及び SNS 等を利用した暴力は、犯罪を含む重大な人権侵害であるということについての理解促進と予防の啓発を推進し、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を図ります。

また、SNS、インターネット等の普及により、膨大な情報がある中で、メディアの安全・安心利用のための有害情報等から市民を守るといった人権を配慮した取組を進めます。

## ■「施策の具体的方向」(1) 多様な暴力の根絶に向けた予防啓発

性別や年齢を問わず、あらゆる人権を尊重し、多様化する暴力の根絶に向けた予防啓発の取組を進めます。

### 《構成事業》

#### ① いじめ、暴力行為防止のための取組

いじめ、暴力行為等を防止するための教育を進めるとともに、子どもが相談しやすい体制づくりやみんなの人権110番等の周知を進めます。

#### ② セクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組

セクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進するため、理解促進のための意識啓発や相談しやすい体制づくりを進めます。

#### ③ 若年層等に向けた暴力行為防止のための取組

デートDVや性被害、性犯罪等の意識啓発と相談しやすい体制づくりを進めます。

## ■「施策の具体的方向」(2) 有害情報等による被害防止のための取組

情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力、いわゆるメディア・リテラシーを高めるとともに、有害情報等による被害の防止等の取組を進めます。

### 《構成事業》

#### ① 情報に関する正しい認識力を高める学習機会の提供

インターネットやSNS等の普及による情報の多様化の中で、正しい情報を取捨選択するための学習機会を提供します。

#### ② 有害情報等に関する被害防止等の啓発活動への取組

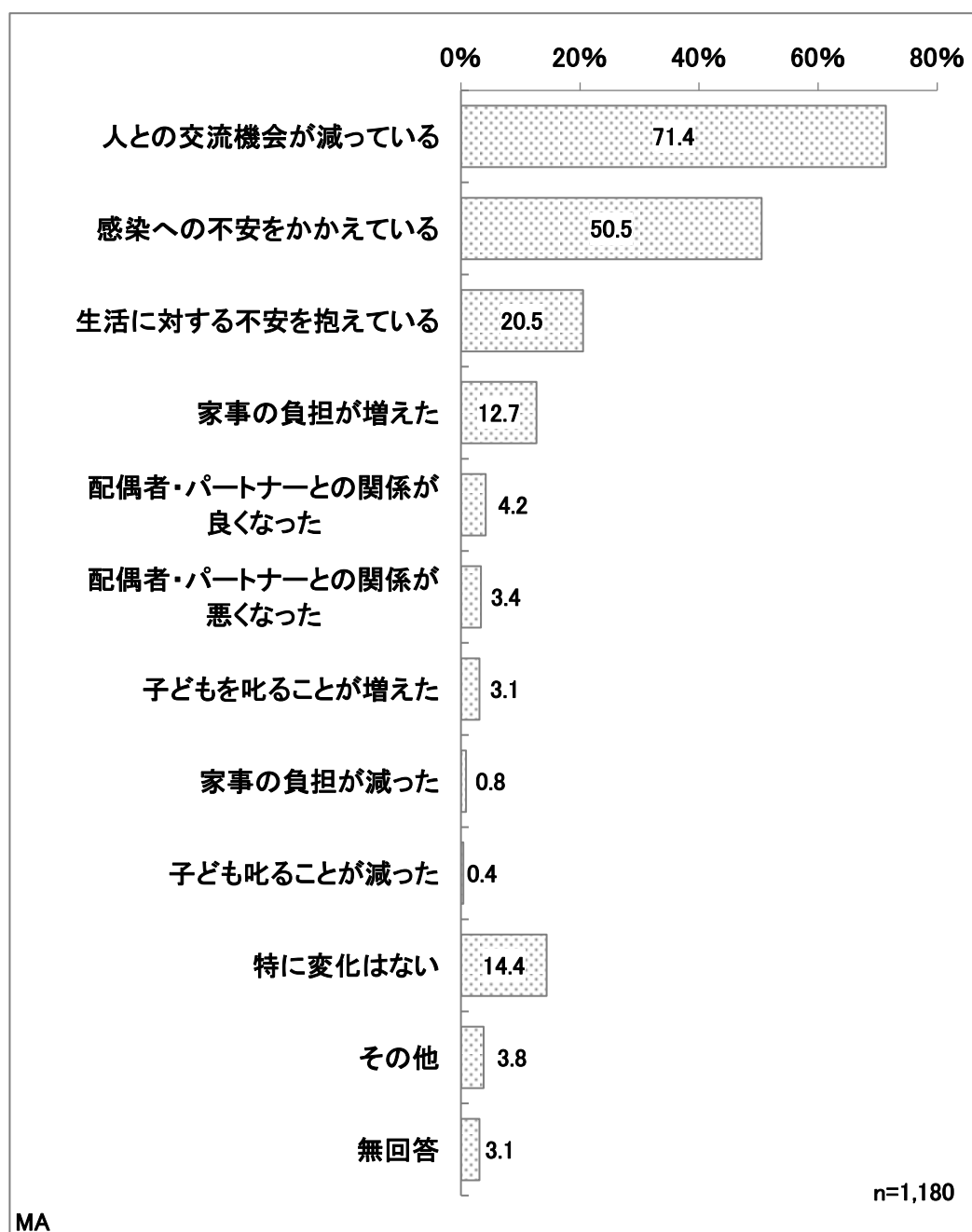
有害な情報等による危険性や被害防止の周知に関する意識啓発を進めます。

#### ③ 相談体制の充実

有害情報等による被害に関する相談を行います。

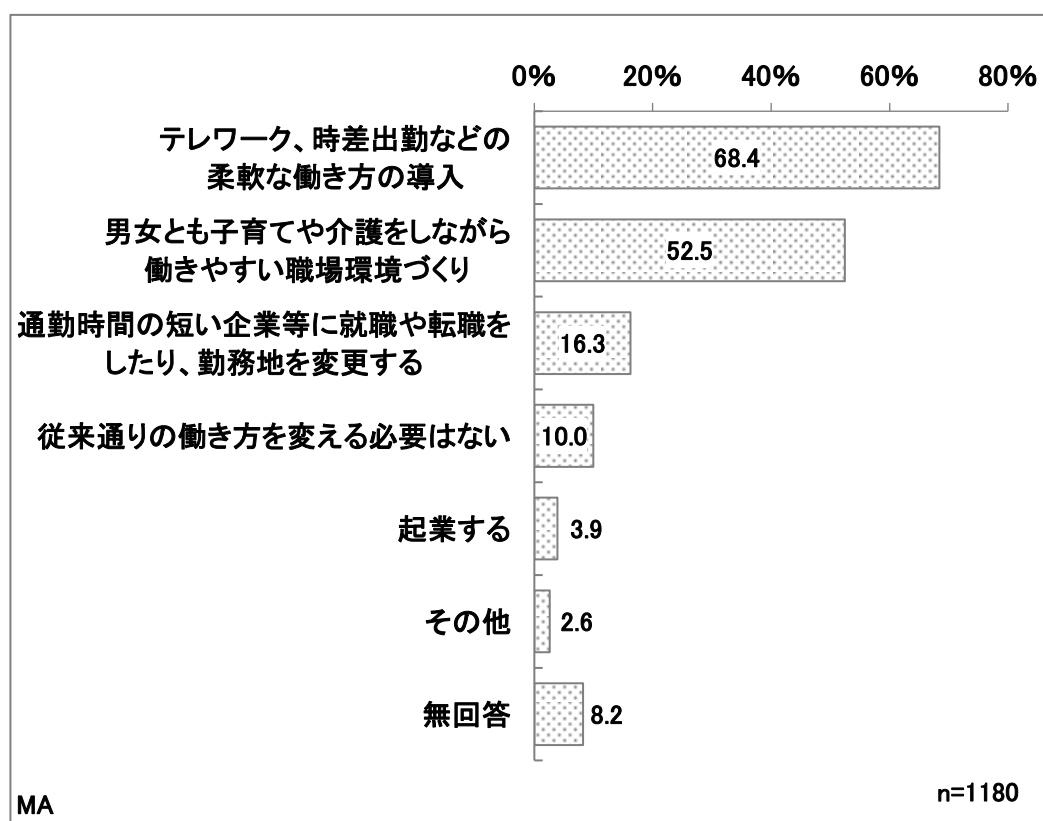
### 【重点目標】Ⅲ. 一人ひとりが多様な生き方を選択できる社会づくり

近年、ライフスタイルや価値観は多様化しており、仕事や家庭生活、地域生活との調和を望む声が増えています。その一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一人ひとりの生活環境が大きく変化しています。男女共同参画に関する市民意識調査での質問「新型コロナウイルス感染症拡大の影響前と比べて、あなたの生活や行動、心身に変化はありますか。」では、「人との交流機会が減っている」（71.4%）が最も多い回答でした（図1）。



(図1) 資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年3月）

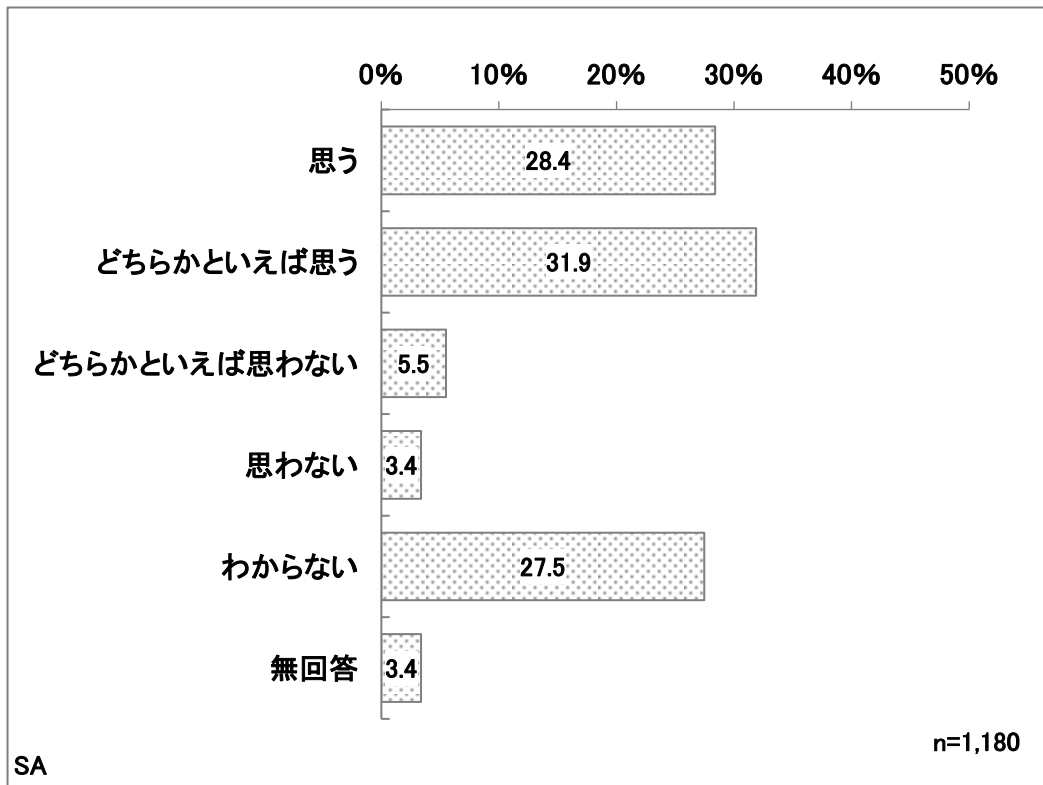
そして、質問「新型コロナウイルス感染症の収束後であっても、今後どのような働き方が重要だと思いますか。」(図2)では、「テレワーク、時差出勤などの柔軟な働き方の導入」(68.4%)が最も多く、次いで「男女とも子育てや介護をしながら働きやすい職場環境づくり」(52.5%)が多く、これらの回答が半数以上になっていることから、新しい生活様式に関心が集まる中で、本市の男女共同参画社会の実現には、性別や年齢等による偏見をなくし、一人ひとりが仕事、日常生活、地域生活、趣味等を両立し、生涯を通じて充実した生活が送れるよう、多様な生き方を選択できる社会づくりを進める必要があります。



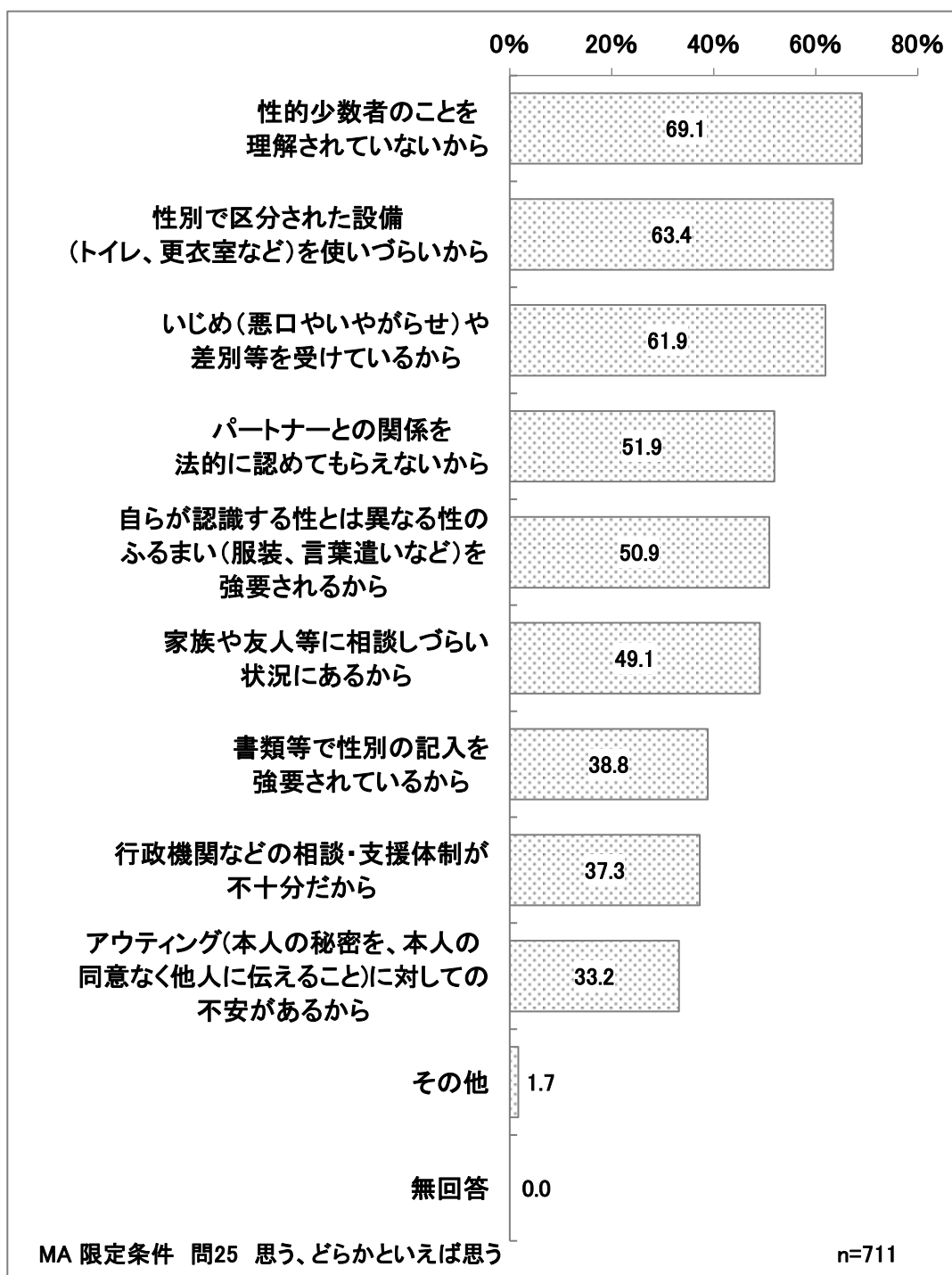
(図2) 資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年3月)

### 「施策の基本的方向」 1. 誰もが自分らしく暮らせる環境の整備

一人ひとりの置かれている様々な生活環境の違いや、性的少数者などそれぞれの異なる状況によって、課題、ニーズ、支援は多岐にわたります。男女共同参画に関する市民意識調査での質問「性的少数者(またはLGBT等)の方々にとって、今の社会は生活しづらいと思いますか。」(図3)では「どちらかといえば思う」(31.9%)が最も多く、また、質問「それは、どのような理由からですか。」(図4)では、「性的少数者のことを理解されていないから」(69.1%)が最も多くなっており、このことから、生活環境、性別等で困難な状況に置かれることなく、誰もが自分らしく暮らせる環境の整備が求められています。



(図3) 資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年3月）



(図4) 資料: 令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年3月)

### ■「施策の具体的方向」(1) 困難を抱えた女性等に対する支援

家庭環境、社会的、経済的な格差を背景に、貧困等の生活上の困難に陥りやすい立場にある女性等に対して、個々の生活環境に沿った支援の取組を進めます。

#### 《構成事業》

##### ① 貧困に直面する女性等に対する支援

生活困窮世帯等の包括的な支援事業や関係機関と連携し、自立支援の充実を図ります。



② 様々な困難を抱える女性等への支援

生活環境や性別等、女性等が抱える複合的な困難の解消に向けた支援を進めます。

■「施策の具体的方向」(2) 多様な性に関する理解及び環境整備

性的少数者の方が自分らしく暮らせる環境を整備するとともに、社会全体の正しい理解促進と学習機会の提供を行います。

〈構成事業〉

① 各種行政サービス等の充実

座間市パートナーシップ宣誓制度（※）の周知や宣誓者の希望に応じて、利用できる各種行政サービスの拡充を進めます。

② 多様な性に関する理解促進の意識啓発

多様な性に関して、講座や情報紙による意識啓発を行います。

③ 多様な性に関する学習機会の提供

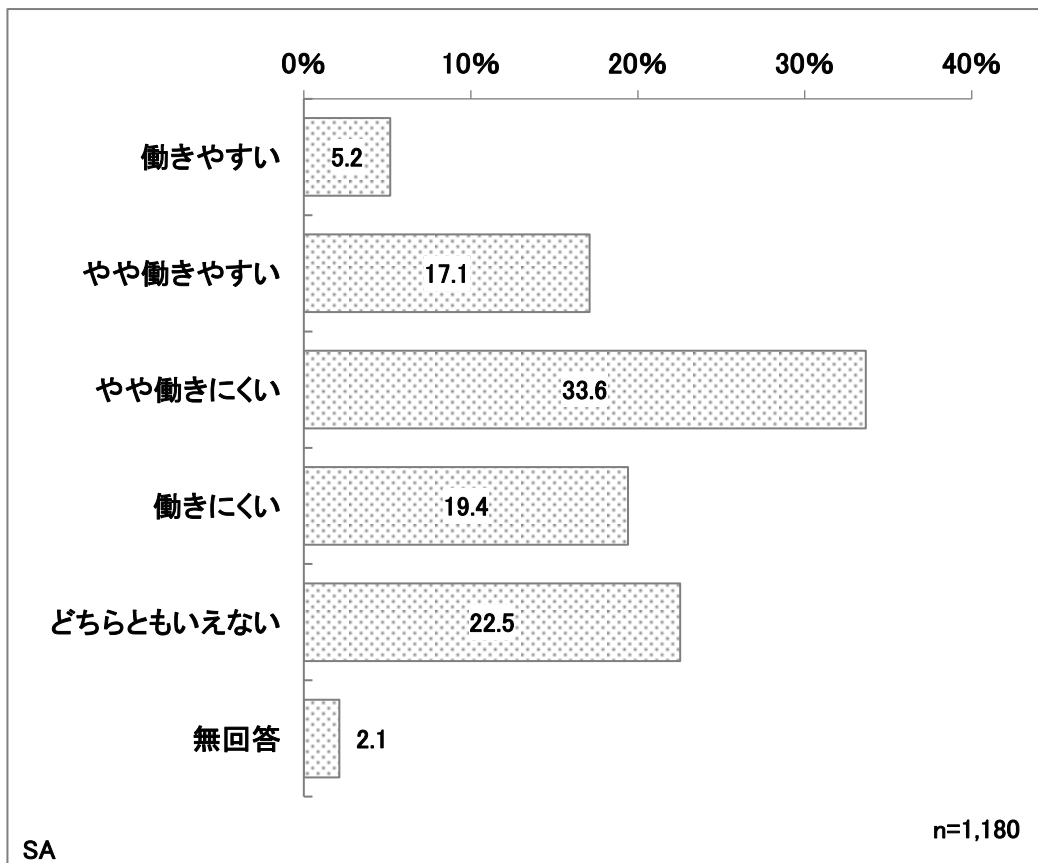
多様な性のあり方等について正しい知識を得るための学習機会を提供します。

（※）座間市パートナーシップ宣誓制度は、同性、異性を問わず、性的少数者や事実婚など、様々な事情により婚姻の届出をしていない、又は届出ができない二人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、市が「パートナーシップ宣誓受領証」等を交付するものです。

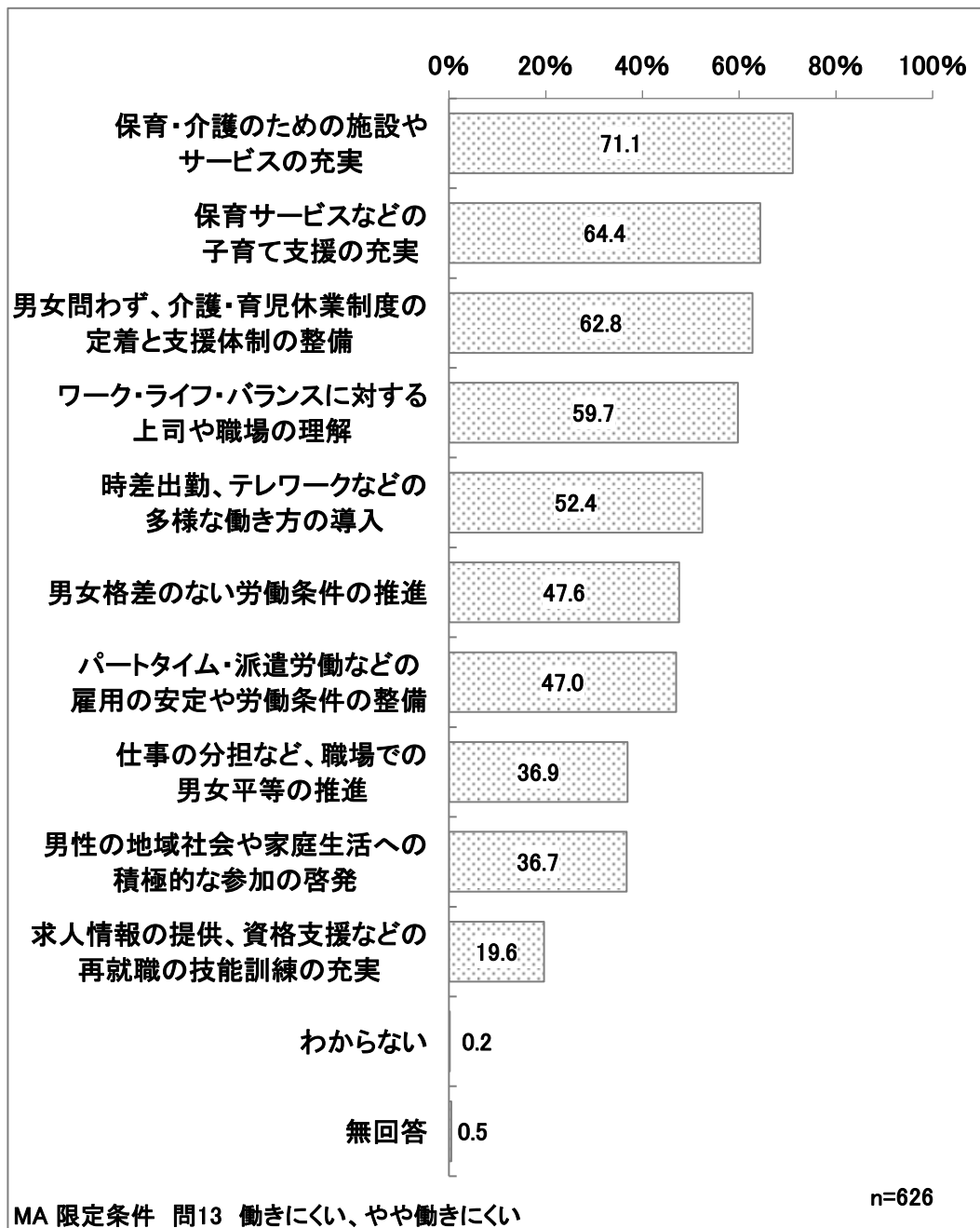
この制度は、法的な効力が生じるものではありませんが、宣誓される二人が自分らしくいきいきと生活できるように、二人の思いを尊重し、応援するものです。

「施策の基本的方向」2. 誰もがともに活躍できる社会の実現

男女共同参画に関する市民意識調査における質問「今の社会は女性にとって、働きやすい環境であると思いますか。」(図5)では、「やや働きにくい」(33.6%)が最も多く、次いで「どちらともいえない」(22.5%)が多いとの回答でした。また、質問「女性が働きやすい環境になるには、どのような取組や支援が必要だと思いますか」(図6)では、「保育・介護のための施設やサービスの充実」(71.1%)が最も多く、次いで「保育サービスなどの子育て支援の充実」(64.4%)、「男女問わず、介護・育児休業制度の定着と支援体制の整備」(62.8%)が多かったことから、女性が活躍できる機会の提供が必要であることがうかがえます。



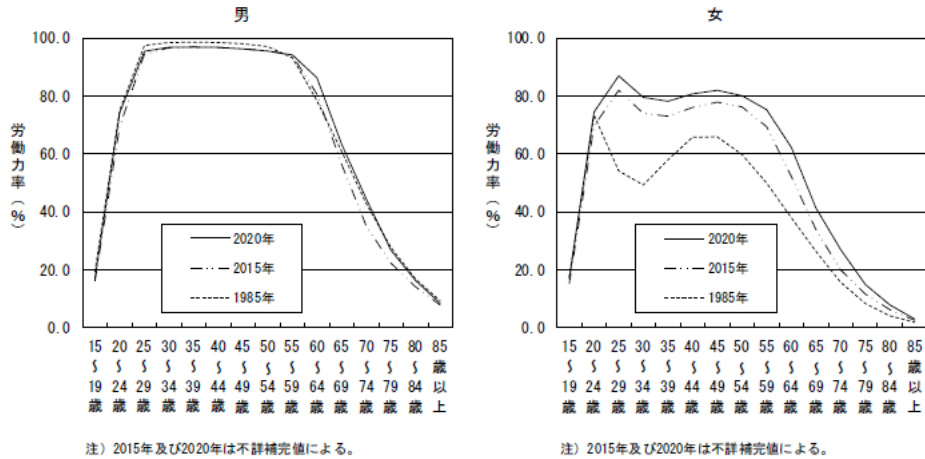
(図5) 資料: 令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年3月)



(図6) 資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年3月）

また、令和2（2020）年に総務省統計局が行った国勢調査によると、近年女性の年齢階級別労働力率が上昇傾向にあります。「30～34歳」の結婚、出産、子育ての時期に労働力率が一気に落ち、その後「40～44歳」から若干上昇する、この現象は折れ線グラフの形から「女性の年齢階級別労働力率のM字カーブ」と呼ばれています。女性の労働力率は平成27（2015）年に比べると、全ての年齢階級で上昇しています（図7）。

年齢（5歳階級）、男女別労働力率—全国（1985年、2015年、2020年）



(図7) 資料：令和2年国勢調査（令和2年）

働き方に関する価値観が多様化する中で、男女ともに働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けて、多様な働き方の支援を官民が一体となって取り組む必要があります。

■「施策の具体的方向」（1）多様な働き方への推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって働き方もまた多様化してきました。在宅勤務、テレワーク、時差出勤など、環境の変化に対応した就労形態を取り入れている企業も増えてきています。こうした多様な働き方について、企業と連携し、普及啓発していきます。あわせて、長時間労働の是正など、自分・家庭の時間や地域生活に費やせる時間を確保できるようにする環境の整備を進めるとともに、働く意思を持つ方への支援を行います。

《構成事業》

① 職場環境、労働条件格差の解消の促進

職場の環境や労働条件格差の解消を働きかけます。

② 育児休業・介護休業制度の普及・促進

育児・介護休業の取得を庁内や市内企業に働きかけます。

③ 多様な働き方のできる職場環境整備の充実

在宅勤務、テレワーク、時差出勤など、環境の変化に応じて、多様な働き方を選択できる環境整備を進めるよう企業に働きかけます。

## ■「施策の具体的方向」(2) 様々な生活環境への支援

一人ひとりが、仕事、家庭生活、地域生活等の調和のとれた暮らしが送れることを目指して、子育てや介護等に関するサービス等を充実させ、家庭生活の負担の軽減を図ります。

### 《構成事業》

#### ① 公的サービスの充実

子育て支援事業や介護支援事業、高齢者、障がい者の自立支援事業等の充実を図ります。

#### ② 地域での支援体制の充実

子どもや子育てに関する施設等の充実や、地域密着型サービス等の地域での包括支援体制等の充実を図ります。

#### ③ 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活における性別役割分担の解消を進めます。

## 「施策の基本的方向」3. 生涯を通じた健康づくり

男女がお互いの身体的な特質や生活習慣等を十分に理解し、一人ひとりが健康で、自分らしく、生涯にわたっての健康保持増進が求められます。

また、女性は妊娠、出産等を経験することにより、様々な健康課題が生じることを男女がともに、正しく理解し、健康課題に対応できるように、健康づくりの充実を図ります。

## ■「施策の具体的方向」(1) 生涯にわたる健康支援

性別、年齢等にかかわらず、全ての人が生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るための環境整備・健康支援をします。

### 《構成事業》

#### ① 保健、医療対策の充実

自らの健康を維持するための健康相談や、健康診断の更なる充実を図ります。

#### ② 妊娠・出産等に関する健康保持や情報提供の充実

妊娠・出産等に対する健康保持増進を図ります。



## 第三章

# 推進体制、進行管理等

---

## 第三章 推進体制、進行管理等

男女共同参画プランを効果的に機能させるためには、行政における推進体制の整備・充実はもとより、市民や事業者をはじめ、様々な機関との連携が欠かせません。また、その実行に当たっての進行管理を行い、目標を達成できているかなど様々な観点からのチェックや、助言を必要とします。

### 1. 推進体制

#### (1) 庁内の推進体制の整備・充実

庁内男女共同参画推進組織を通じ、関係課との連携のもと、本計画の総合的な推進を図ります。

#### (2) 男女共同参画に関する市民組織との連携

男女共同参画に関する市民組織と連携し、啓発活動等、男女共同参画の主に意識面における分野に関する事業を展開することで、男女共同参画社会に向けた推進を図ります。

#### (3) 施策の推進状況の把握・公表

本計画を効果的に推進するために、推進状況を把握するとともに、本市の男女共同参画施策の状況を調査し、男女共同参画社会実現に向けての施策の推進や参考となるよう、年度ごとに報告書を作成し、公表します。

進ちよく状況の評価に当たっては、評価の基準を明確にし、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### (4) 関係機関との連携

このプランの実現のため、国、県等やNPO等の関係機関との連携を強化するとともに、必要な法制度等の改善などについて、要望、要請を行います。

### 2. 進行管理

#### (1) 庁内及び市民組織による進行管理

庁内男女共同参画推進組織及び男女共同参画に関する市民組織による実施計画の評価、見直しを行い、必要な施策について検討した結果を各担当課で再度検討することにより、その実効性を常に保ちながら進行管理していきます。



# 付 属 資 料

1. 関係法令	
(1) 男女共同参画社会基本法	… 37
(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）	… 42
(3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抄）	… 46
(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）	… 58
(5) ストーカー行為等の規制等に関する法律（抄）	… 64
(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）	… 68
2. ざま男女共同参画プラン推進協議会要綱	… 81
3. 座間市男女共同参画行政推進会議設置要綱	… 84
4. 座間市男女共同参画行政専門会議要領	… 86
5. 男女共同参画の推進に関する年表	… 87

※以下、法令関係の内容であるため、パブリックコメントには掲載しません。